

令和6年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和6年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務

2 業務の背景及び目的

本市では、平成28年5月に策定した「第2次都心まちづくり計画」に基づき、「歩きたくなるまち」を実現させるため、まちづくりと連携した歩行者ネットワークの形成や民間開発におけるオープンスペース整備の誘導、道路空間をはじめとする公共的空間の柔軟な利活用に向けた取組などを実施している。

こうした中、国においては多様な人々との交流を通じたイノベーションの創出や人を中心とした豊かな生活を実現するため、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進しているところであり、本市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」においても「居心地が良く歩きたくなる空間の形成」などを掲げている。

また、都心においては、多くのビル等が一斉に更新時期を迎えており、さらには、北海道新幹線の札幌延伸も予定されているなど、まちづくりの大きな転換点に直面している。この都心のリニューアルに併せ、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりを推進し、都市の価値をさらに高めていくことが重要である。

これらの状況を踏まえ、今後も札幌都心が北海道・札幌の中心地としての魅力を高め、産業・経済等をけん引していくため、令和7年度末を目途に「(仮称)第3次都心まちづくり計画」を策定することとした。

本業務は、「(仮称)第3次都心まちづくり計画」の策定に向けて、「居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり」の基本方針等について検討するとともに、有識者等による検討部会の開催及び関係団体等へのヒアリングの実施を支援するものである。

3 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。なお、業務を進めるにあたっては、別途発注する「令和6年度(仮称)第3次都心まちづくり計画策定支援業務」の内容と調整を図る必要があることに留意すること。

(1) 居心地がよく歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等の検討

都心の魅力を高めていくために必要なまちづくりの方向性等をまとめる「(仮称)第3次都心まちづくり計画」について、令和7年度の策定に向け、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに関連する部分について、基本方針等（背景、現状、課題、目標、基本方針、施策案等）の検討を行う。なお、検討する項目は、主に下記を想定しているが、詳細は企画提案を踏まえた協議により決定する。また、別業務にて札幌市全体を対

象とする「(仮称)札幌市ウォークブルビジョン」の検討を令和7年度策定に向けて、進めていくことから、その内容と調整を図る必要があることに留意すること。

【検討項目例】

- ・都心に必要な交通機能の維持・向上
- ・公共的空間における賑わい、交流、滞留空間の創出
- ・上記2つの実現に向けたソフト施策
- ・段階的取組、スケジュール など

(2) 施策の効果・影響等の検討・分析

上記(1)における検討内容等を踏まえて、交通機能や空間機能の面からの施策の効果や影響等を検討する。検討にあたっては、必要となる既存データや条件等の整理を行ったうえで、簡易的な分析を行うことで妥当性を確認するとともに、次年度以降に予定している本格的な分析に向けて新たに調査すべき項目がある場合は、その項目の整理を行うこと。なお、検討する視点については、主に下記を想定しているが、詳細は企画提案を踏まえた協議により決定する。

【交通機能及び空間機能の項目例】

- ・交通機能：歩行者や自動車等の各種モビリティの通行、荷捌き、沿道アクセス等
- ・空間機能：賑わい・滞留等の空間の機能や利用者にとっての居心地の良さ等

(3) 検討部会の運営補助

(仮称)第3次都心まちづくり計画の検討を行うため、有識者等で構成される「(仮称)第3次都心まちづくり計画検討会(事務局：札幌市、以下「検討会」という)」を設置する予定であり、別業務において運営補助を行う。

本業務においては、上記(1)の検討を専門的に行うために検討会の下部組織として設置する予定の15名程度で構成される検討部会について、資料作成、会場の手配・準備・撤収(オンライン対応を含む)、会議運営補助、会議の記録(録音、会議録の作成、並びに写真撮影)等を行う。なお、会議録については、部会終了後1週間以内に速報版を提出すること。

また、検討部会は、令和6年度中に3回(7月、11月、1月)の会議開催を予定しており、原則的に公開で行う。なお、有識者等の旅費・謝金、および会場使用料は委託料に含まない。

(4) 関係団体等への個別ヒアリングの支援

基本方針等の検討にあたり、課題やニーズを詳細に把握することを目的として実施する関係団体等へのヒアリングについて、ヒアリング項目の検討や資料作成、記録等の支援を行う。なお、ヒアリングの対象は、都心交通や公共的空間活用の視点で関係する

団体等を想定しているが、手法や内容、時期、回数等を含めたヒアリングの詳細については、企画提案を踏まえた協議により決定する。

なお、市民や来街者からの意見収集については、別途発注する「令和6年度（仮称）第3次都心まちづくり計画策定支援業務」において実施する予定であるため、これらの意見についても基本方針等の検討に反映すること。

(5) 業務報告書の作成

業務成果を報告書にまとめること。報告書の様式は「6 成果品」のとおり。

4 業務規模

10,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

※履行期間中に1回の間接報告を行うこと。中間報告の時期は委託者の指示による。

6 成果品

- (1) 業務報告書：A4縦、枚数制限なし、カラー両面印刷 3部
- (2) 業務報告書（概要版）：A3横、2～3ページ以内
- (3) 電子データ：(1)(2)のPDF、およびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

- (1) 本業務に取り組むうえでの視点等について
札幌都心の現状、近年の社会経済動向及び第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン等

の関連計画等を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

(2) 居心地がよく歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等の検討について

基本方針等の検討と取りまとめを行うにあたって、都心に必要な交通機能、公共的空間における賑わい、交流、滞留空間の創出、これらの実現に向けたソフト施策等について、特に重視する視点や考え方について提案すること。

(3) 施策の効果・影響等の検討・分析について

交通機能や空間機能の面からの施策の効果や影響等を分析する方法を検討するにあたって、重視する視点や考え方、想定される分析方法について提案すること。

(4) 検討部会の運営補助について

検討部会の運営や資料作成等において、有識者等からの意見を引き出す工夫、意見の取りまとめ、意見を踏まえた検討等を効果的、効率的に進めるにあたって、重視する視点について提案すること。

(5) 関係団体等への個別ヒアリングの支援について

基本方針等の検討にあたり、課題やニーズを詳細に把握することを目的として、関係団体等へのヒアリングを実施するにあたり、対象とする団体等とヒアリングの視点、実施回数、実施時期について提案を行うこと。

(6) 業務全体について

ア 本業務のスケジュール案について

本業務を効果的、効率的に進めるためのスケジュール案を提案すること。

イ 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、

一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和6年6月17日(月) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/vision2/index.html>

イ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 「都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・研究業務」報告書（令和3年度）

https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika_r03.html

エ 「令和4年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎調査業務」報告書

オ 「令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務（その1）」報告書

カ 「令和5年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎検討業務（その2）」報告書

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のある者には、希望に応じて、上記エ・オ・カの資料を前記（2）提出先にて提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和6年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務 質問書」とし、令和6年6月10日（月）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5109

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和6年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール(予定)

- ア 一次審査(書類審査) 令和6年6月18日(火)
- イ 最終審査(ヒアリング) 令和6年6月20日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について ・本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等が、適切な提案となっているか。	10
(2) 居心地がよく歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等の検討について ・基本方針等の検討と取りまとめを行うにあたって、重視する視点や考え方が適切な提案となっているか。	20
(3) 施策の効果・影響等の検討・分析について ・交通機能や空間機能の面からの施策の効果や影響等を分析する方法を検討するにあたって、重視する視点や考え方、想定される分析方法が具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。	20
(4) 検討部会の運営補助について ・検討部会の運営や資料作成等において、有識者等からの意見を引き出す工夫、意見の取りまとめ、意見を踏まえた検討等を効果的、効率的に進めるにあたって、重視する視点が、適切な提案となっているか。	10
(5) 関係団体等への個別ヒアリングの支援について ・対象とする団体等とヒアリングの視点、実施回数、実施時期が、具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。	10
(6) 業務全体について	30
1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)
2. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
3. 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本書等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 本業務は個人情報を取扱うため、別添「個人情報取扱安全管理基準」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、最終審査にて決定した契約候補者に対して、契約締結前に同基準への適否を審査する。なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても必要な保護措置が講じられていると言える場合には適合と判断することがある。

15 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：藤永、野上 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112